

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】令和7年4月1日(2025.4.1)

【公開番号】特開2023-165275(P2023-165275A)
 【公開日】令和5年11月15日(2023.11.15)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-215
 【出願番号】特願2022-76117(P2022-76117)
 【国際特許分類】

G 0 1 B 7/16(2006.01)

10

【F I】

G 0 1 B 7/16 R

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月24日(2025.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、

前記基材上に形成された抵抗体と、

前記基材上に形成され、前記抵抗体の両端部に直列に接続された2つの配線と、を有し

、
 前記抵抗体は、長手方向を第1方向に向けて並置され、互いに直列に接続された複数の細長状部を含み、

前記配線の一方は、前記第1方向に直交する第2方向の一端に位置する前記細長状部に並置され、該細長状部の前記第1方向の一端に接続され、

30

前記配線の他方は、前記第2方向の他端に位置する前記細長状部に並置され、該細長状部の前記第1方向の一端に接続され、

各々の前記配線は、第1金属層と、前記第1金属層上に積層された前記第1金属層よりも体積抵抗率の低い材料から形成された第2金属層と、を含み、

平面視で、前記第1金属層の外縁は、前記第2金属層から露出し、

平面視で、前記第2金属層の前記第1方向の一端側の端部は、前記第1金属層と、前記第1金属層に隣接する前記細長状部との間の空隙の前記第1方向の一端側の端部よりも前記第1方向の一端側に突出している、ひずみゲージ。

【請求項2】

前記第2金属層の前記第1方向の一端側の端部の、前記空隙の前記第1方向の一端側の端部を基準とした前記第1方向の一端側に突出する長さは、1 μm以上である、請求項1に記載のひずみゲージ。

40

【請求項3】

前記突出する長さは、前記細長状部の前記第2方向の長さ以上である、請求項2に記載のひずみゲージ。

【請求項4】

前記細長状部の前記第2方向の長さは、5 μm以上である、請求項3に記載のひずみゲージ。

【請求項5】

前記第1金属層の前記第1方向の一端側の端部と、前記第2金属層の前記第1方向の一

50

端側の端部との間の前記第 1 方向の長さは、5 μm 以上である、請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載のひずみゲージ。

【請求項 6】

前記第 2 金属層は、前記第 1 金属層よりも伸縮性に優れた材料から形成されている請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載のひずみゲージ。

【請求項 7】

前記第 1 金属層は、前記抗体と同一材料により一体に形成されている請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載のひずみゲージ。

【請求項 8】

前記抗体は、Cr、CrN、及びCr₂Nを含む膜から形成されている請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載のひずみゲージ。

20

30

40

50